

陳 情 事 項	回 答
<p>★印が懸念の重点項目</p> <p>【1】自治体の基本的あり方について</p> <p>①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。</p> <p>②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。</p> <p>★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談のりとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p> <p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 生活保護について</p> <p>★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。</p> <p>★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。</p> <p>④弱者の生存権侵害につながらぬよう、警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。</p> <p>⑤生活保護困難弱者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。</p> <p>2. 安心できる介護保障について</p> <p>★(1)介護保険料・利用料について</p> <p>①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。</p>	<p>①憲法、地方自治法の趣旨に沿って、各種施策の充実に努めてまいります。</p> <p>②当市では、公平・公正な課税、徴税を目標に掲げ市政を運営しています。滞納整理機構の業務については、愛知県と知多地区5市5町との協働により実施していますが、当市の業務ととらえております。なお、当初の目標より大きな効果をあげている為、今後も引き続き滞納整理機構に参加し、徴収事務を移管していきます。</p> <p>③国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をいたしません。また、一括納付が困難な滞納者に対しては、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し、対応いたしております。</p> <p>①生活保護の相談・申請については厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っております。申請にあたっては、相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていることから、その実態やニーズ等を伺い、制度の趣旨を十分説明の上、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮してまいります。</p> <p>②生活保護基準の見直しは年齢、世帯人員、地域差による影響の調整および平成20年以降の物価動向を勘案し決定されており、受給者の生存権を脅かすものではないと考えております。</p> <p>③生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響については、国は、できる限りその影響が及ばないよう取扱いの変更、経過措置の設定により対応することとしております。当市において平成26年度の影響は無いと把握しております。</p> <p>④当課において、警察官OBの採用はしておりません。</p> <p>⑤直営・委託の両方の可能性を残し、最終結論を出す時期にきております。今後、慎重に検討し、結論を出していきます。</p> <p>①介護保険料は介護保険法において、国、県、市などの負担割合が決まっております。介護保険料を引き下げるための一般会計からの繰り入れについては、制度の趣旨からも認められないため考えていません。また、第5期計画においては、第3段階の細分化を含め8段階10区分の段階設定をしてお</p>

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

★(3) 地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス（ヘルパーなど）を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げるべきです。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないようにしてください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

(4) 高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア、ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物や掃除等の生活支援の施策を充実してください。

イ、高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

ウ、宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

エ、高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

り、第6期計画においても、応能負担となるように多段階設定について検討します。

②保険料については、能力に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。また、利用料についても、高額介護サービス費等の制度により実施しているため、独自での減免制度については考えていません。

①大規模な特別養護老人ホームの整備については、県の計画に沿って基盤整備されております。また、地域密着型として、平成24年3月に小規模特養、平成26年4月に小規模多機能型居宅介護事業所が開所されており、需要と供給のバランスはある程度図られていると考えています。

②地域包括支援センターは、直営で実施しており、十分機能を果たしているで中学校区毎の設定は考えていません。

③介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、事業者における人材確保が非常に難しくなっています。そのため、24年度に介護報酬改定が行われ介護労働者の報酬・処遇の改善が図られており、独自の支援は現在のところ考えていません。

①要支援者の訪問介護・通所介護については、国のガイドラインに沿って対応をしていきます。また、介護事業所への委託については、事業所の意向も聴きながら、委託するかも含め今後検討します。

②「新しい総合事業」の実施については、実施時期も含め今後検討します。

③認定については、介護認定審査会において厳正かつ公平に対応します。

①

ア、ひとり暮らし、高齢夫婦などへの状況確認については民生児童委員を通じて行っています。また、介護認定を受けていない單身、高齢夫婦世帯などに対しては軽度な日常生活上の援助を行う軽度生活支援サービスがあり、この対象者には買い物や掃除等の生活支援を行っています。

イ、車椅子、担架等利用する方で要介護3以上及び身体障害者手帳3級以上の市民税非課税世帯の方には市内の送迎について無料の送迎をおこなっています。

現在、公共交通あり方検討会議にて検討しています。

ウ、地域のサロン等に社会福祉協議会がふれあい活動支援事業の助成を行っており、仲間づくり、健康維持・増進の活動を行っています。

エ、現在のところ考えていません。

②月～金（祝日年末年始除く）の夕食で実施し、土日が必要な場合は民間業者へ依頼できるよう紹介しています。ふれあい方式は他の事業（特定高齢者閉じこもり予防事業）で実施しています。助成

陳 情 事 項

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。
- ★(5) 障害者控除の認定について
 - ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
 - ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。
- 3. 福祉医療制度について
 - ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
 - ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
 - ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
 - ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- 4. 子育て支援などについて
 - ①妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。
 - ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとってください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。
 - ③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。
 - ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。
- 5. 国保の改善について
 - ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。
 - ★②保険料(税)について
 - ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を

回 答

- 額の増加は現在のところ考えていません。
- ③住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しておりますが、高額介護サービス費については、現在のところ考えていません。
 - ①障害者控除は、障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみだけでは該当しないと考えます。
 - ②上記と同様の理由で全ての人に郵送する予定はありません。また、該当者に対しても利用しない場合もある為、個別送付ではなく申請があった人に交付しています。障がい者控除の周知には、努めていきます。
 - ①福祉医療制度は愛知県の福祉医療補助制度の折半事業として実施していますが、常滑市単独事業として、子ども医療等拡大して行っています。現在、縮小、拡大の予定はありません。
 - ②本来、医療については国の責任で公平、平等に実施するべきですが、県補助制度より拡大して現在の制度を実施しています。それ以上の拡大予定はありません。
 - ③現在、予定はありません。
 - ④現在、県制度より拡大し、市単独でひとり暮らし非課税者を対象に補助を実施しています。
 - ①国、他市町村の動向に合わせて今後の実施について検討していきます。
 - ②知多5市5町の動向を見ても低い基準ではないため、現在の生活保護基準の1.3倍の見直しを検討しておりません。申請については、市と学校が連携し、周知徹底しております。支給内容については知多5市5町の動向を見ながら検討していきます。
 - ③小中学校の給食費について、無償化は考えておりません。
 - ④設置者や事業者は市が定める「常滑市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を遵守し運営します。
 - ①国保の都道府県単位化は、国民皆健康制度を堅持するための国策であり、被保険者の為の制度運営に努めます。
 - ②
 - ア. 一般会計からの繰り入れは、今後も法定の範囲内のみで行い、法定外の繰り入れは行いません。

陳 情 事 項	回 答
<p>拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。</p> <p>イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。</p> <p>ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小にならないようにしてください。</p> <p>エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p> <p>★③保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書発行をやめてください。とりわけ、18歳年度未までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。</p> <p>ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万が一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。</p> <p>エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p>	<p>イ. 持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。受診の際には、子ども医療制度で負担軽減を実施しています。</p> <p>ウ. 所得に応じた課税を実施しています。また、世帯の所得により該当世帯には、均等割・平等割について軽減をしていますので、生活保護基準引き下げによる減免要件の変更は考えていません。</p> <p>エ. 減免要件は、他の減免との整合性を踏まえ定めています。所得減少による減免要件の変更は考えていません。</p> <p>③</p> <p>ア. 資格証明書の交付は行っていません。</p> <p>イ. 行っていません。</p> <p>ウ. 分納誓約を約束通り遵守・履行している場合は、普通証を交付しています。</p> <p>エ. 支払が困難な方には、納税相談を実施し、生活実態の把握に努め、分納等の完納に至る納付相談に応じており、無理な徴収はしていません。</p> <p>支払が困難な方には、納税相談を実施し、生活実態の把握に努め、分割納付等の相談に応じています。また、年金情報等の調査を行い、無保険者の把握にも努めています。</p> <p>④基準額の変更予定はありません。また、制度の周知については国保税納税通知書に同封、医療機関にチラシを配布するなど、広報に努めています。</p>
<p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口によりわかりやすい案内がマスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p> <p>6. 障害者・児施策の拡充について</p> <p>①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めて減らすようにしてください。</p> <p>②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。</p> <p>③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。</p> <p>★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるように</p>	<p>①障害福祉サービスについては、国の軽減措置により本人負担が重くならないよう講じられております。また、地域生活支援事業については、市が実施主体として事業の目的等を考慮し、サービス内容により利用料無料を含めた軽減措置を行っており、本人負担が重くならないよう講じております。</p> <p>②訪問系サービス、移動支援の支給時間については、利用者の意向を聞き取り、適正に支給を行っており、今後も続けていきます。</p> <p>③移動支援は、余暇活動等社会参加のための事業であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は原則対象とはしておりません。</p> <p>④介護保険サービスは、障害福祉サービスに優先して利用していただくこととなりますが、介護保険</p>

陳情事項

介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外ははやめてください。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

⑥精神障害者を精神科病院に困らぬ「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

回答

サービスの不足分に対しては障害福祉サービスを利用することができると、家族の実状等を踏まえ適切に支給決定しております。

⑤介護保険制度では、市民税非課税世帯について、高額介護サービスにより利用料が軽減されており、軽減措置について、市単独での実施は考えておりません。

⑥通院時の院内介助については、サービスの支給決定を行っております。入院中のヘルパー派遣については、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきと考えており、支給決定はしております。

⑦相談支援事業については、市社会福祉協議会に委託実施しており、現在2名の相談員が従事しております。今後も基本相談や計画相談を通し必要な情報提供や助言等を行い、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていただけるようするための支援に努めます。

①国、他市町村の動向に合わせ今後の実施について検討していきます。

②現在のところ、助成の増額は考えておりませんが、今後、他市町の動向に合わせ増額も検討していきます。

③今後も一部負担金をお願いしていきます。

1. 2.

陳情を受けてから市議会議員に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。

陳情事項

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2)県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

回答